

**事業場における化学物質等の管理・対策について  
(作業環境管理、作業管理及び健康管理の関係について)**

# 作業管理と作業環境管理について

## < 前回示した論点 >

- 作業管理と作業環境管理の連携について、今後以下の検討が必要ではないか。
  - ▶ 実態として第三管理区分の作業場が増加傾向にある中、有害物の気中濃度を十分に低く保つことが困難な場合として、具体的にどのようなものがあるのか。また、困難な理由は何か。
  - ▶ 上記のように「作業環境管理」の原則に基づくことが難しい場合に、ばく露防止のための方策として、どのような仕組みが必要か。
  - ▶ 有害物の気中濃度を十分に低く保つことが困難な場合に加え、オルトートルイジンによる膀胱がん発生事案など直接接触による有害性がある物質を原因とする重大な労働災害も発生している中、保護具の適切な選択、管理、使用を担保するためには、どのような仕組みが必要か。
  - ▶ 新たな管理の仕組みを支える専門家の確保・育成。

## < 前回出された主な意見 >

(作業環境管理の原則に基づくことが難しい場合の対応)

- これまでは保護具のない職場を目指していたが、ばく露管理を入れないと対応できなくなる。
- 蒸気圧の高いものや粉体はコントロールが難しく保護具に頼らざるを得ない。
- 保護具を正しく使う意識が必要。直接接触が最も大きいのに対応が不十分で有り、リスクにかかわらず眼鏡を着用することの常識化が必要。
- 労使とも化学物質を扱っているという意識があるか。こういう所への情報伝達、教育と保護具開発に力を入れることとセットである必要。

(保護具の情報)

- 現場では手袋に不安視。きちんとした実験データが欲しい。マスクも情報が浸透していな

# 作業管理と作業環境管理について

## < 作業環境管理が困難な場合に関するアンケート結果 >

作業環境管理が困難な事例を集めるため、厚労省においてアンケート調査を実施

### 【調査対象事業場】

特殊健康診断の有所見率が高い特定化学物質（15物質）を取り扱っている事業場

### 【調査内容】

作業環境測定の結果、第三管理区分が続いている場合に、その理由等（質問票は右のとおり）

### 【調査期間】

令和2年8月12日～9月4日

### 【回答数】

約3,500事業場

1 貴事業場で製造又は取り扱っている物質に☑を記載下さい（複数選択可）。

- テトラクロロエチレン     ジクロロメタン     トリクロロエチレン
- 1,2-ジクロロプロパン     1,4-ジオキサン     クロロホルム
- オーラミン     1,2-ジクロロエタン     四塩化炭素     五酸化バナジウム
- 3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノフェニルメタン (MOCA)     オルトートリジン     マゼンタ
- 1,1,2,2-テトラクロロエタン     ジメチル-2,2-ジクロロエチレンジスulfide (DDVP)
- いずれの物質も製造又は取扱いをしていない

2 上記1で製造又は取り扱っていると回答した物質について、直近2回分の作業環境測定結果の評価結果（区分ごとの単位作業場所数）を記載下さい。

※2種類以上の物質について作業環境測定を実施している場合は、合計数を記載下さい。

	評価区分ごとの単位作業場所の数		
	第一管理区分	第二管理区分	第三管理区分
前回の測定の評価結果			
前々回の測定の評価結果			

3 上記2で、第三管理区分が続いている単位作業場所がある場合、以下の設問について該当するものに☑を記載下さい（(2)は自由記載）。

(1) 濃度を抑制するために以下の設備を設けていますか（複数選択可）。

- 発散源を密閉する設備     局所排気装置     プッシュプル型排気装置
- その他の排気装置     いずれの装置も設けていない

(2) どの物質についてどのような作業を行っている作業場所ですか。

[ ]

(3) 第一又は第二管理区分に改善できない理由は何ですか（複数選択可）。

- 改善するための設備を導入する経済的余裕がないため
- 改善する方法が分からないため
- 管理濃度以下に下げることが技術的に困難なため
- 管理濃度以下に下げようとすると製品の品質に影響するため
- 管理濃度以下に下げようとすると作業効率が著しく低下するため
- マスクを着用すれば改善する必要はないと考えているため
- その他の理由

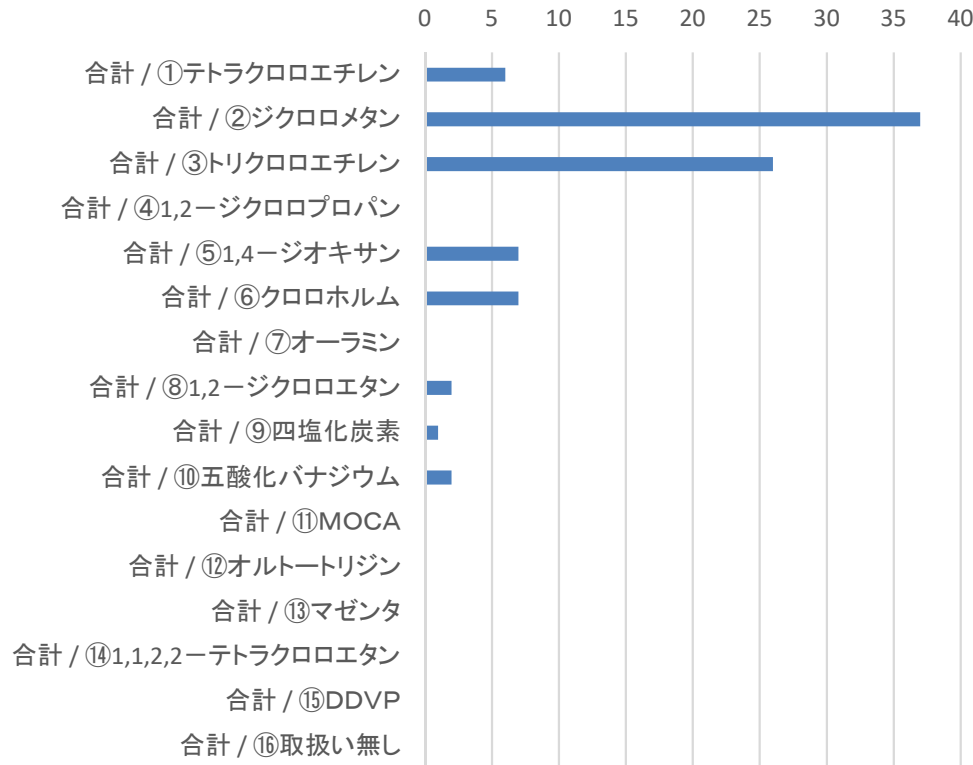
※その他の理由について、具体的に記載をお願いします。

[ ]

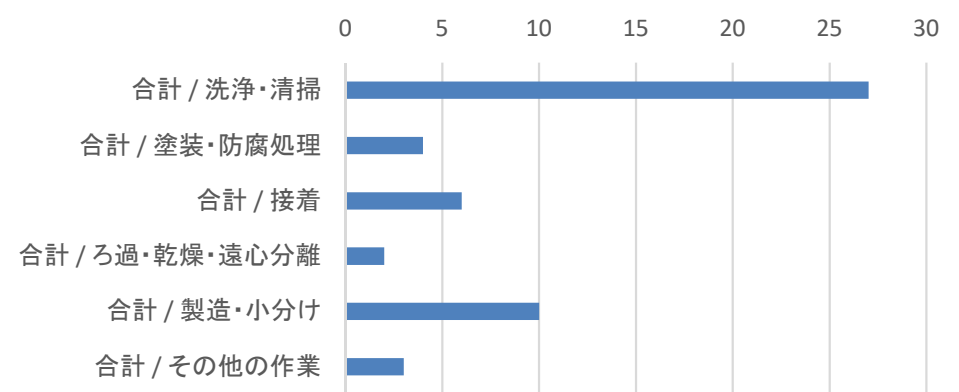
# 作業管理と作業環境管理について

## < 作業環境管理が困難な場合に関するアンケート結果 >

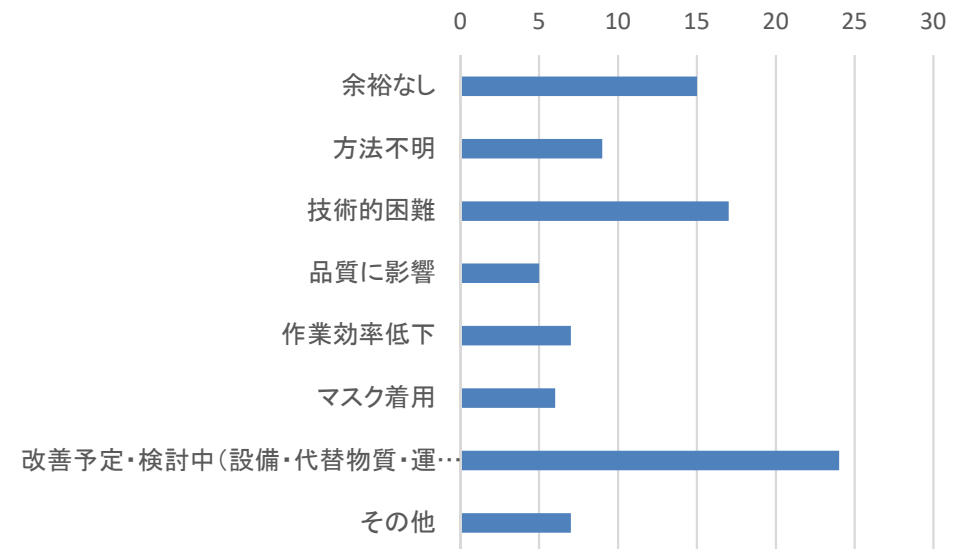
第三管理区分が続いている事業場では取り扱っている物質



第三管理区分が続いている事業場で行われている作業



第三管理区分の状況を改善できない理由



### 【参考】

調査対象とした15種類の化学物質は、過去5年間の特殊健診の有所見率が高いものから順に並べている。上記の結果をみると、第三管理区分が続いている事業場では取り扱っている物質は、特殊健診の有所見率が高いものに集中する傾向があることが分かる。

## < 前回の議論及びアンケート結果を踏まえた具体的な論点 >

- 発散源の密閉化等の発散抑制対策と有害物取り扱い等作業との両立が困難である作業（例えば以下に掲げるような作業）については、可能な限り作業環境の改善に努めることは原則としつつも、個人ばく露管理によるばく露防止の仕組みを導入することとしてはどうか。
  - ・ 洗浄や清掃など作業内容の性質上、密閉化や自動化など工学的対策が困難な作業であり、かつ多量の化学物質を使用せざるを得ず、濃度を低く維持することが技術的に困難な作業
  - ・ 局所排気装置等により気中濃度を抑えようとすると、作業効率が著しく低下又は製品の品質に影響を及ぼす作業
- 個人ばく露管理によるばく露防止の仕組みとして、具体的にはどのようなものが考えられるか。例えば以下のような方法についてどう考えるか。
  - ・ 個人ばく露測定を義務付け、作業時間の制限等により個人ばく露量がばく露限界値となるよう管理することを義務付けること。
  - ・ フィットテストを含む呼吸用保護具の厳格な選択、使用、管理を義務付けること。
  - ・ 上記2点の管理が有効に機能する体制の構築及び対象となる労働者の知識、技能の確保。
- 上記に掲げるような個人ばく露管理を厳格に実施することを条件に、作業環境測定や局所排気装置の設置・稼働は求めないことでよいか。また、この取り扱いは、作業環境管理の原則に基づく管理が困難である作業に特例的に適用するべきか。
- 個人ばく露管理によるばく露防止の仕組みを導入するに当たっては、労働者の理解も重要であり、衛生委員会等において方針を決定するなど、労使の共通理解の下で進める必要があるのではないか。併せて、PDCAサイクルによるチェックと改善を定期的な実施する仕組みも必要ではないか。
- 個人ばく露管理によるばく露防止を適切に実施する上で、どのような人材の関与が必要か。また、個人ばく露測定は、諸外国の事例も参考としつつ、どのような方法で実施するべきか。
- フィットテストを含む呼吸用保護具の適切な選択・使用・管理や、化学防護手袋の適切な選択・使用・管理を促進するためには、今後どのような取組が必要か。

## < 前回示した論点 >

▶ 直接接触により健康障害が発生するおそれがある化学物質を取り扱っている場合を除いて、作業環境管理が適切に行われ、気中の有害物質の濃度が管理濃度以下に維持されている場合等は、当該物質に係る健康診断の実施を免除する又は頻度を少なくするような仕組みは考えられるか。

### < 具体的な論点 >

- ・ 具体的にどのような要件を求めるべきか（どのくらいの期間管理濃度以下に維持されていることが必要か、個人ごとのばく露濃度の把握は必要ないか等）
- ・ 有機溶剤中毒予防規則のように、新規有所見者がいないことも要件とするべきか
- ・ 健康診断の免除又は頻度の緩和を行う場合、どの程度行うべきか（免除する期間、頻度の緩和の程度等）
- ・ 健康診断の緩和を行うことについて、具体的な懸念点・問題点はあるか
- ・ 作業環境が良好に維持されている場合に健康診断の緩和をする仕組みは、作業環境を改善するインセンティブとなるか。また作業環境管理を支える人材育成につながるか

## < 前回出された主な意見 >

- リスクの小さいところでの健診は不要。
- 自分が健康であることの確認が健康診断と労働者は認識しているため、やらなくて良いとするなら労働者の納得が必要。
- 場の測定と個人ばく露は必ずしも一致しないのではないか。
- 過去に第三管理区分の職場で働いていた人が第一管理区分の職場に移ったときは作業環境の履歴が必要。
- 発がん性 2 A、2 B 物質は標的臓器が難しく一般健診で見ることができないのではないか。
- 緩和したあとで遅発性疾患が出たら誰が責任を取るのか。

## < 前回示した論点 >

- ▶ 健康診断の緩和の仕組みを導入する場合、労働基準監督署等の許可や、高度な知識・経験を有する専門家などその妥当性を客観性をもって判断できる者の関与など、妥当性を確保するための仕組みとしてどのようなものが考えられるか。

### < 具体的な論点 >

- ・ 健康診断の緩和の判断は、事業場内においては誰が、どのような立場で判断すべきか
- ・ 健康診断の緩和について、行政や外部専門家はどのように関与すべきか

- ▶ 健康診断の緩和の仕組みを設ける場合は、緩和が認められている事業場において、適切に作業環境が管理されていることを確認・モニタリングするための以下の仕組みは考えられるか。

### < 具体的な論点 >

- ・ 緩和が認められている事業場には、作業環境測定結果の報告を義務付けること
- ・ 定期的にインダストリアル・ハイジニスト等の外部専門家の確認を義務付けること

- ▶ 作業環境管理と健康管理の連携をより効果的・効率的なものとするため、健康診断において、異常所見の有無をより適切に判断することができるように、特殊健康診断の実施機関に作業環境測定結果を提供することは考えられるか。

## < 前回出された主な意見 >

- 外部専門家の責務のあり方はどうなるか。事業主への勧告権限や費用などをどう考えるか。
- 健診の省略はあっても測定の省略はあり得ない。
- 健診を緩和した後に異常所見者が出た場合は頻度を元に戻すのか。
- 健診の緩和としてのこれらの条件は規制強化にしかならないのでやめて欲しい。
- 職場を知らない健診機関に作業環境測定結果を提供しても意味がない。それは産業医の仕事。

## < 前回の議論を踏まえた追加の論点 >

- 健康診断の実施頻度を緩和する仕組みの導入の要件として、作業環境測定結果だけで良いか。
- がんなど遅発性の影響についての健康診断の実施頻度の緩和についてどう考えるか。
  - ・ 遅発性の影響がある物質については、高濃度ばく露の履歴がある者は緩和の対象から除外するか（作業に従事した全期間においてばく露濃度が低いことを要件として求めるか）。
  - ・ また、その場合、作業に従事した全期間においてばく露濃度が低いことを要件として配転後健診を実施しなくてよいとする緩和はあり得るか。
  - ・ それとも、一定期間のばく露状況を踏まえての判断とし、年1回の一般健康診断で遅発性の影響の兆候を追跡するという考え方は取り得るか。
- どのような状況に至った場合に、健康診断の実施頻度の緩和を元に戻さなければならないこととするべきか。
- 健康診断の実施頻度の緩和に当たっては、労働者側に対して作業環境測定結果等の情報を開示するなど、労使の情報共有が重要ではないか。
- 健康診断の実施頻度の緩和の導入に際し、導入要件を満たしていることをどのように担保するか。第三者による客観的かつ専門的な判断は必要ないか（行政または外部専門家も含め、どこまでの担保措置を求めるべきか）。または、労使の判断に委ねるとした場合、導入要件を満たしていないにもかかわらず健診を実施しない等、不適切な行為が行われた場合の責任はどう整理できるか。
- 健康診断の実施頻度の緩和の導入後に、導入要件が維持されていることの第三者（行政や外部専門家）による確認（モニタリング）は必要ないか。または、労使による確認に委ねることによいか（この場合において、作業環境測定の結果が管理区分1でなくなったにもかかわらず健診を実施しない等、不適切な行為が行われた場合の責任はどう整理するか）。